

白山市国際交流協会規約

(目的)

第1条 白山市と国内外の都市との親善友好を進め、以て世界平和に寄与するため、教育、文化及び産業の交流や市民間の相互理解を図るとともに、異なる文化的背景を持つ者同士がともに協力しあって地域社会を形成していく多文化共生の地域づくりを推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、白山市国際交流協会（以下「本会」という。）と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 親善友好都市との交流
- (2) 国際交流を推進する機会の提供と意識の啓発
- (3) 国際交流に関する情報収集・提供と調査・研究
- (4) 国際交流団体との連携及び情報交換
- (5) 国際交流に関するサポーターの育成
- (6) 国際交流サロンの運営
- (7) その他国際交流の推進に必要な事業

(組織)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同するものをもって構成する。

2 会員は、普通会员及び特別会員とし、次条に掲げる会費を納入したものとする。

- (1) 普通会员は、個人とする。
- (2) 特別会員は、団体及び法人とする。

(会費)

第5条 前条第2項に規定する会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 普通会员 年額 1,000円
- (2) 特別会員 年額 15,000円

2 前項の会費については、10年分を一括払いした会員にあっては、10年間会員とし、20年以上にあっては、永久会員とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長及び副会長は、理事のうちから互選する。

3 本会に名誉会長を置くことができる。

4 理事、監事は、会員及び学識経験者をもって充てる。

5 本会には、必要により会長が委嘱した顧問及び参与を置くことができる。

6 名誉会長、顧問及び参与は会長の要請に応じて助言を行うことができる。

(職務)

第7条 会長は交流協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 理事は、本会の運営及び事業の執行を補助する。

4 監事は会計を監査する。

(任期)

第8条 役員任期は3年とし、再任は妨げない。

2 前項の規約にかかわらず、会長及び副会長は、理事の任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事のうち、関係団体を代表して当該理事に就任している者の任期はその職にある期間とする。

(理事会)

第9条 理事会は、決議機関であって年1回以上、会長がこれを招集する。

2 理事会において決議または承認する事項は次のとおりとする。

(1) 予算及び決算

(2) 事業計画及び事業報告

(3) 規約の改正

(4) 役員改正

(5) その他、協会の運営に関する重要な事項等会長が必要と認めた事項

3 理事会の議長は、会長が務めるものとする。

4 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

(事業部会)

第10条 協会は、国際交流に関する事業活動の運営に当たるため、次の部会を置く。

(1) 日本語部会

(2) 共生交流部会

(3) 通訳翻訳部会

(4) 国際理解部会

(5) 広報部会

2 前項の部会に、部会長と副部会長を置く。

3 部会長、副部会長は、部会員のうちから互選する。

4 正副部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 新たに部会を設置もしくは改廃する場合は、理事会においてこれを決定する。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計)

第11条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 本会の事務を行うため、事務局を白山市の都市交流事務所管課に置く。

2 事務局に必要な職員を置くことができる。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の会務の執行に関し必要な事項は、理事会において決定する。

附 則

この規約は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年10月22日から施行する。

(全部改正)

附 則

この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成10年4月1日から施行する。

(松任市親善友好協会を松任市国際交流協会に改組)

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年12月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月30日から施行する。

(会費、任期、事務局の変更)

附 則

この規約は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月13日から施行する。